

# 陳情文書表

令和6年第3回神奈川県議会定例会

令和6年9月26日

陳情番号	47	付議年月日	6.9.17
件名	不動産侵奪罪の時効の起算点の見解を明確にする事を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	藤沢市川名1-5-18 澤内修三		
<p>要旨</p> <p>神奈川県警察が不動産侵奪罪の時効の起算点の見解を明確にする事を求める。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>私の伯父は、藤沢市川名の120坪の遺産土地を遺し、昭和35年に死亡していました。子が無く妻のみがいて、遺産相続がされず、現在に至っているが、伯父死亡の際には、下宿人がいて、その後、昭和36年に妻が、養子としました。</li> <li>その養子が、昭和44年に遺産土地「相続人共有地」の更地部分に、第1アパートを新築しました。しかし、養子は、伯父の相続人ではなく他人でありました。</li> <li>伯父の妻は、昭和48年死亡し、その養子が、数次相続により、伯父の相続分の3分の2の権利を継承しました。</li> <li>昭和51年に、伯父の遺産建物を、その養子が、勝手に取り壊し、その跡に第2アパートを無断で新築していました。</li> <li>平成19年に、その養子は、第1アパート・第2アパートを取り壊していた。第1アパートは、建物登記していましたが、遺産建物は、その養子が壊した為、滅失登記せず、遺産建物は、生きている為、その後の建物は、二重登記となり、第2アパートは、二重登記となる。</li> <li>平成20年に、その養子と妻は、共同住宅鉄骨造3階建ブランシェ湘南を平成20年3月11日新築していて、現在に至っている。法律家は、「不法占拠」と言う。</li> <li>その養子は、令和2年12月28日死亡し、伯父の遺産土地の名義変更がされていない事が発覚した。その後、陳情者は、申立人澤内修三となり相続人79名、横浜家庭裁判所にて、遺産分割調停申立事件とし、審判となっている。</li> <li>平成20年3月11日に、遺産土地「相続人共有地」に無断にて建設「不法占拠」した、3階建ブランシェ湘南は、「不動産侵奪罪となるか、時効となるかが問題」としている。</li> <li>県警本部の告訴センターは、不動産侵奪の起算点は建物新築から、7年で時効となると解釈している。</li> <li>藤沢警察署は、不動産侵奪の見解が不明確となっている。</li> <li>横浜地方検察庁特別刑事部は、不動産侵奪について、県民は、告訴状を4回提出したが、受理されず、「弁護士等に相談されることをご検討願います」として、告訴状は戻されている。</li> </ol> <p>以上の理由から、神奈川県警察が不動産侵奪罪の時効の起算点の見解を明確にする事を求める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	48	付議年月日	6.9.20
件名	障がい当事者と家族の生活実態を反映していない「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」と当面の県施策の見直し検討を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安西弘		
<p>I 陳情の要旨</p> <p>令和5年12月25日付で神奈川県が公表した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」には、障がい当事者と家族の生活や地域のサービス基盤整備の実態、支援する関係諸団体の意見が策定過程で十分に反映されていません。そのまま施策化され、実施されると、障がい当事者と家族にとって、とてつもなく過酷な生活実態を生起させます。</p> <p>その理由は、「II陳情の理由」の通りです。</p> <p>よって、今回の「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」と当面の県施策について、障がい当事者と家族が地域で安心して安定した生活ができるよう、慎重且つ十分な見直し検討を是非お願いいたします。</p> <p>特に見直し検討していただきたいことは、次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県立施設における新規入所の受け入れを早急に再開すること。</li> <li>(2) 国の指示を待たず、県内の実態調査を早急に行うこと。</li> <li>(3) 市町村や民間事業者任せにせず、県の単独補助制度を拡充して、必要な地域サービスの基盤整備を十分に行うこと。</li> <li>(4) 地域を支援する諸機能を県立施設でも充実させて、民と公が連携し、県立施設が各圏域での最後のセーフティーネットの役割を担えるようにすること。</li> <li>(5) 県立施設の民間移譲や地方独立行政法人化をしないこと。</li> </ol> <p>II 陳情の理由</p> <p>○理由1：必要な施設入所サービスが長期間受けられない</p> <p>「方向性ビジョン」の通りに「新規入所の受入を停止することにより、定員60名規模まで小規模化を図る」(p25)ことにより、懸念されていた事態がすでに現実となっています。</p> <p>7月4日に千葉県長生村で起きた事件です。重い知的障がいがある次男の首を父親が絞めて死に至らしめてしまったのです。転居して1か月だったそうですが、この次男は、5月まで県立中井やまゆり園などで定期的に短期入所を利用しており、3年半前には長期入所も申し込んでいたのです。NHKの続報が27日に出たこともあり、県は29日に記者会見を開いて事実関係を認めましたが、「地域での生活を支えるために必要な支援を十分に行っていたか」を検証するとして、あたかも現場職員に問題があったかのように説明しました。翌30日の知事記者会見でも同様であり、「中井やまゆり園は令和4年4月から停止中」だが、他の県立施設では「緊急度等を考慮しながら入所対応を行っている」という虚偽の説明を繰り返しています。私たちは、新規入所を停止している県の施策にこそ事件の主な原因があると考えています。</p> <p>それ以外にも、地域での生活が難しく施設入所を必要としているのに、県内で利用できず、やむを得ず県外の施設やグループホームに入所、更には県内外の精神病院に入院せざるを得なくなっています。</p> <p>この状況が今後数年以上継続することになるのです。県立障害者支援施設の定員は現在530人となっていますが、「方向性ビジョン」では360人を目標としています。この定員差170人を減らすまで、新規入所を停止するとしています。また、360人まで減ったとしても、更に現入所者が退所するまでは新規入所者を受け入れられないのです。</p> <p>当事者と家族の生活は、非常に厳しい状況となっており、様々な調査を見ても半数以上の当事者は今も家族と暮らしています。</p> <p>県立施設の定員縮小は、現在のニーズ実態に即して、また地域のサービス基盤整備と並行させながら、段階的に実施すべきだと考えます。</p>			

○理由2:計画策定に不可欠な実態調査が行われていない

この「方向性ビジョン」は、計画策定に必要な実態調査が一切行われていません。県側の都合の良い資料だけが記載されているのです。とりわけ障がい重い方々の生活にとって大切な「入所生活施設」「グループホーム」「重度訪問介護」の〈利用希望数(待機者数)〉、〈他県施設入所者数〉、〈精神病院入院者数〉の数値を明らかにすることが重要です。また、地域移行先として期待されている「グループホーム」の設備や職員体制の実態を明らかにすることも重要です。

7月第2週に、NHKが「待機障害者」という特集を3回に亘って報道し、全国に現実の地域の課題を投げかけました。これは大きな反響を呼び、厚労省も国としての調査を約束しました。報道によると、市区町村の回答率は約40%に対して都道府県は100%、後方で待機状況を把握していると回答したのは計32の自治体だったそうです。

そこで、私たちの会として県障害サービス課に情報公開を求めたところ、「神奈川県は把握していないと回答した」との意外な連絡がありました。地域の実態を把握することなく、「方向性ビジョン」策定や「基本計画」改訂を行っていることになりましたが、これでよいのでしょうか。

○理由3:地域福祉拡充具体策が全く提起されていない

入所施設定員を縮小するには、同時に地域福祉施策の拡充が不可欠です。例えば、グループホーム、日中活動、短期入所、重度訪問介護、手厚い相談機能、地域医療、等の充実です。

これらのサービスを必要なだけ安心して利用できるようにすること無しには、入所施設から地域移行して地域で暮らすことは難しいのです。

ところが「方向性ビジョン」では、地域福祉機能の充実が全く提起されていません。

このままでは、「支援なき地域への押し出し」となりかねず、結果的に家族の負担がさらに増してしまう可能性も危惧されています。多くの関係団体に共通する不安なのです。

○理由4:県立施設は支援のあり方を見直しながら、各圏域のセーフティーネットの最終的責務を担う必要がある

虐待の温床になった原因だと批判されている「大規模施設への重度入所者の集中」は当時の県としての施策選択でした。確かに、その支援のあり方は改善しなければなりません。

しかし、新たな役割の主要なポイントは「福祉科学研究や人材育成」ではないのです。各障害保健福祉圏域及び県全域におけるセーフティーネットへの最終的な責務です。

また、民間の知的障害施設団体が提言している「地域生活をバックアップする拠点ホーム」や「循環型のセーフティーネット機能」という役割は、同じ入所施設である県立であっても必須のはずです。しかし、「地域福祉は市町村や民間の役割分担だ」という理由で、現場職員の要望があるにも関わらず、県立施設には不必要だと言い続けてきたのが、神奈川県の前代担当部局責任者だったのです。

○理由5:県立施設の民間移譲・独立行政法人化は、県の責任を転嫁・放棄することになる

今回の「方向性ビジョン」で、県立施設を無くすことにより、県には責任逃れをしたいという意図があるのではないかと推測します。障がい福祉の推進・充実を率先して実行していることを表明したいなら、安易な民間移譲などをせず、堂々と「神奈川県立〇〇」とした機関で実施すべきです。それにより県民は神奈川県が責任をもって実施していると実感するのです。

県立施設の「民間移譲、独立行政法人化」は明らかな「公的責任の転嫁・放棄」です。地方独立行政法人でも、指定管理者制度と同様に運営交付金が徐々に削減される可能性が高く、県の関与責任も曖昧になりやすいからです。例えば、「方向性ビジョン」には、「地方独立行政法人特有のコストに加えて、指定管理者制度の場合に比べて職員の人件費が高くなる可能性があるため、効率的な法人運営を進める」、「重度障害者向けのグループホーム等を運営する場合…民間においても実行可能となるよう段階的に事業の見直しを図っていく必要がある」(p33)と記載されているのです。

また、県立施設における「職員・幹部・施設長の短期人事異動」が問題だと、自ら分析し反省したにもかかわらず、相変わらず短期人事異動を実施していることは、県行政推進の責任を放棄していると言わざるを得ません。神奈川県の前知事・幹部職員は、自らの行政責任を自覚し、猛反省すべきだと考えます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

陳情番号	49	付議年月日	6.9.24
件名	現在神奈川県二宮町果樹公園の敷地として利用されている県有地について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	二宮町二宮630 深尾文彦 外504人		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>現在神奈川県二宮町果樹公園の敷地として利用されている県有地は新規に町役場庁舎の敷地として利用するために二宮町への売り払いが予定されているが、それは中止していただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>第一に、同地の売り払いは果樹公園の廃止を意味するからです。</p> <p>果樹公園は子供からお年寄りまで誰もが自然を感じてリラックスできる貴重な場所です。樹木の伐採や環境変更は自然のバランスを崩し、大切なやすらぎの場を失うこととなります。</p> <p>環境問題についてどう考えているかと質問された町の職員は、吾妻山とラディアン周辺（同地を含む）に二つに分けるのが町の基本方針である旨述べていますが、「環境問題は吾妻山公園があるので問題ない」で済む問題などではないと思います。</p> <p>明治41年に神奈川県農事試験場園芸部（初代場長富樫常治）として二宮に完成し、菊水・幸水・豊水等多くの新種が誕生した。そして後に梨・桃原木群は県天然記念物に指定されている様な歴史的な果樹公園です。</p> <p>第二に、ラディアン周辺（同地を含む）に新庁舎を含む複数の建物（既存のラディアンの改修を含む）からなる複合施設の建設が予定されていますが、これには次に述べるような大きな問題があります。</p> <p>その1）同複合施設には防災支援機能を果たすことが目玉として期待されていますが、ラディアン周辺はそれに不適切なこと、この上ないです。</p> <p>ラディアン周辺は過去から度々、葛川氾濫による浸水被害に遭って、土砂崩れも発生しています。今年の台風10号による浸水も過去を知る者にとっては、決して珍しいものではありません。</p> <p>大規模な地震により津波が発生した場合は、葛川を遡上するおそれもあります。ちなみに、軟弱地盤であることから予定されている杭打ち工事の難航も予想されます。</p> <p>その2）同複合施設の総事業費は現在でも56億3千万円であり、町民の過重負担を招来するのは必定です。町長は「町民の税負担率は法定されており、心配ない」旨述べていますが、町民の実質的な財政負担を無視するもので、詭弁の一種です。先の浸水の排除を消防団に（内々に）頼もうとしても、「命令がないからダメだ」と諦めた話があります。これは、町の財政上の貯蓄を増やす等のために町民に負担をしわ寄せしている現実を示しているものと考えております。</p> <p>以上です。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>			